

# 野外焼却（野焼き）は犯罪です！！

野外焼却について多くの苦情が寄せられています



平成13年4月から、野外での焼却は、農業、林業を営むためにやむを得ない焼却や、たき火・キャンプファイヤーなどの一部の例外を除き、廃棄物の処理及び清掃に関する法律で禁止されています。違反には厳しい罰則（**5年以下の懲役、1,000万円以下（法人は3億円以下）の罰金、またはこれらの併科**）が適用されますが、残念ながら違反が後を絶ちません。

また、野外での焼却は、煙、すす、悪臭により周囲の人に迷惑をかける行為で、野焼きからの延焼による火災や、煙を火災と見間違え消防車が出動する事例も発生しています。  
お互いが快い環境で過ごすためにも、ごみは絶対に野外で焼却せずに、適正に処理しましょう。

## ◎ドラム缶や簡易焼却炉も違法です

地面で直接焼却を行う場合だけでなく、ドラム缶焼却、ブロック積み焼却、穴をほったの焼却、法で定められた基準を満たしていない焼却（簡易焼却炉等）などによるごみ焼却は、野外焼却と同様に罰則の対象になります。

【問合せ先】善通寺市役所 環境課

☎0877-63-6307

## ◎野外焼却禁止の例外

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第14条)

1 農業、林業、漁業を営むためにやむを得ないものして行われる廃棄物の焼却

※ビニール、プラスチックなどは焼却できません

2 風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却

・地域の行事における門松、しめ縄などの焼却（どんど焼きなど）

3 震災、風水害、火災、凍霜害、その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却

4 たき火、その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの

※ビニール・紙などの家庭ゴミを混入しての焼却はできません

5 国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物焼却

## ◎野外焼却禁止の例外に対する注意事項

- ・家庭や事業所から出たごみを一緒に燃やす行為は違反行為です。
- ・例外に該当する場合であっても、廃プラスチックや廃ビニールなどの廃棄物の焼却は認められません。
- ・分別して専門の処理業者に依頼するなど、適正な処理をお願いします。
- ・家庭菜園から出た作物がらの焼却や農業者が自宅の庭から出た草や枝を畑で焼却する行為は焼却禁止の例外に該当しませんので、ご注意ください。

なお、剪定枝、木の葉や除草した刈草などについては、通常のごみ収集で取り扱えますので、市指定袋に入れて収集所へ出すか（事業者は除く。）、仲善クリーンセンター（電話番号 0877-75-3074）へ直接搬入してください。

例外行為であっても焼却をされる場合は、火災に十分注意して消火するまでその場を離れないことに加え、煙の量や臭い、風向き、時間帯、頻度など周辺に配慮して苦情が出ないように努めてください。

「煙」「臭い」は人によって感じ方が異なり、ご近所トラブルの原因となります。

野外焼却禁止の例外であったとしても、出来るだけ野外焼却は行わないでください。

- ・火災の危険性がある場合は、消防署へ通報をお願いします。
- ・産業廃棄物（事業活動に伴って生じた廃棄物のこと。）の焼却や常習性があるなどの悪質な場合は、警察署へ通報をお願いします。

